

昭和二十二年法律第四百四十一号

目次
職業安定法

第一章 職業安定法	第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導
第一節 総則（第一条～第五条の八）	第二節 職業紹介（第十七条～第二十一条）
第二節 職業紹介（第六条～第十六条）	第三節 職業指導（第二十二条～第二十五条）
第三節 職業紹介等（第二十六条～第二十八条）	第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十九条～第三十条）
第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条～第二十九条の九）	第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条～第二十九条の九）
第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介	第三章 職業紹介事業（第三十三条～第三十五条）
第一節 有料職業紹介事業（第三十三条～第三十五条の十六）	第二節 無料職業紹介事業（第三十三条～第三十五条）
第二節 備則（第三十三条の五～第三十五条の四）	第三章の二 労働者の募集（第三十六条～第四十三条）
第三章の三 募集情報等提供事業（第四十三条の二～第四十三条の九）	第三章の四 労働者供給事業（第四十四条～第四十七条）
第三章の四 労働者供給事業（第四十四条～第四十七条）	第三章の五 労働者派遣事業等（第四十七条の二）
第四章 雜則（第四十七条の三～第六十二条）	第四章 雜則（第六十三条～第六十七条）
第五章 罰則（第六十三条～第六十七条）	附則
第一章 総則（法律の目的）	第一章 総則

力を充足し、もつて職業の安定を図ることとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(職業選択の自由)

第二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

(均等待遇)

第三条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身份、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によって、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

(定義)

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

第五条 この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に關し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

第六条 この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

第七条 この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行いう指導をいう。

第八条 この法律において「労働者の募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

第九条 この法律において「募集情報等提供」とは、この法律において「募集情報等提供」といふべき情報を閲覧する者又は他の職業紹介事業者等がこの項において「職業紹介事業者等」といふべきをいふ。第四号において同じ。)の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与える、及び産業に必要な労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保することにより、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与える、及び産業に必要な労働

二 前号に掲げるもののほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等(労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。)に提供すること。

三 労働者になろうとする者の依頼を受け、労働者になろうとする者等の募集を行う者(労働者になろうとするものほか、労働者になろうとする者に閲する情報を、労働者の募集を行なう者)の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

四 労働者になろうとする者に閲する情報を収集して行う募集情報等提供を行う者(労働者になろうとする者に閲する情報を、労働者の募集を行なう者)の必要とする労働力の確保を容易にするために、無料の職業紹介事業を行なうこと。

五 政府以外の者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行なう場合における特定地方公共団体及び募集情報等提供事業を行なう場合における地方公共団体を除く。)の行う職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業又は労働者派遣事業は、労働者に就くことを要する労働者派遣事業に該当するものを含まないものとする。

六 この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行なう地方公共団体をいう。

七 この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十三条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

八 この法律において「特定募集情報等提供事業者」とは、第三十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行なう者をいう。

九 この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することによつて、その個人を識別することができることとなり特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

第十条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行なう。

一 労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を行なうこと。

二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるため、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求職者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行なうこと。

四 政府以外の者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行なう場合における特定地方公共団体及び募集情報等提供事業を行なう場合における地方公共団体を除く。)の行う職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業(労働者供給事業)は、労働者に就くことを要する労働者派遣事業及び建設工事に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

五 この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行なう特定地方公共団体をいう。

六 この法律において「労働者」とは、労働者派遣事業等(労働者派遣事業)といふ。)を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

七 この法律において「雇用保険法」とは、昭和四十九年法律第一百六号の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を行なうこと。

八 この法律において「職業安定機関と特定地方公共団体等の協力」とは、職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行なう労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を行なうため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

九 公共職業安定所及び特定地方公共団体又は職業紹介事業者は、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができる

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与える、及び産業に必要な労働

一 労働者の募集を行う者等(労働者の募集を行なう者、募集受託者)第三十九条に規定する募集受託者をいう。第三号、第五条の三第一項、第五条の四第一項及び第二項並びに第五条の五第一項において同じ。)又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者(以下この項において「職業紹介事業者等」といふ。)をいふ。

二 労働者の募集を行う者等(労働者の募集を行なう者等の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与えること。)をいふ。

三 この法律において「労働者供給事業者」とは、第四十五条の規定により労働者供給事業を行なう労働組合等(労働組合法による労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をいふ。

四 この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することによつて、その個人を識別することができることとなり特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいふ。

五 この法律において「特定募集情報等提供事業者」とは、第三十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行なう者をいふ。

六 この法律において「個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。)

七 この法律において「雇用保険法」とは、昭和四十九年法律第一百六号の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を行なうこと。

八 この法律において「職業安定機関と特定地方公共団体等の協力」とは、職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行なう労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を行なうため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

九 公共職業安定所及び特定地方公共団体又は職業紹介事業者は、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができる

よう、職業紹介に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

(労働条件等の明示)
第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者によるうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間。その他の労働条件を明示しなければならない。

求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対するが従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間。求人者は求人の申込みに当たり他の労働条件を明示しなければならない。

所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に對し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に對し、それぞれ求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間。その他の労働条件を明示しなければならない。

求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者(供給される労働者を雇用する場合に限る。)は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者にならうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの人に対しても第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。)を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方とならうとする者にし、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

前三項の規定による明示は、賃金及び労働時間に關する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならぬ。

(求人等に関する情報的正確な表示)
第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行ふ者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集に關して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は領布その他厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集

集に關する情報又は求職者若しくは労働者にならうとする者に關する情報その他の厚生労働省令で定める情報(第三項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に關して広告等により労働者の募集に關する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に關して広告等により求人等に關する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めたより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。(求職者等の個人情報の取扱い)

(第五条の五) 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、厚生労働大臣がその事業活動を支配する者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対する業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものと認められる者を含む。第三条第十二条において同じ。)のうちに暴力団員があるもの

ハ 暴力団員がその事業活動を支配する者に關し、求職者、労働者にならうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使

用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。(求職の申込み)

公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。(求人の申込み)

(第五条の六) 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

一 その内容が法令に違反する求人の申込み
(求職者の能力に適合する職業の紹介等)
二 その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適であると認められる求人の申込み

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者(厚生労働省令で定める場合に限る。)からの求人の申込み

四 第五条の三第二項の規定による明示が行われない求人の申込み
五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込みによる暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び第三十二条において「暴力団員」といいう。)法

人である、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対する業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。)のうちに暴力団員があるもの

ロ 法人であつて、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対する業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二

条において同じ。)のうちに暴力団員があるもの

ハ 正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認められるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

求人は、前項の規定による求めがあつたときには、正當な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(求職の申込み)

(第五条の七) 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試験及び技能の検査を行うことができる。

(第五条の八) 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、そ

の能力に適合する職業を紹介し、求職者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び

職業指導

第一条(通則)
(職業安定主管局長の権限)

第六条 職業安定主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で職業紹介及び職業指導その他の職業の安定に關する事務を所掌するものをいう。第九条において同じ。)の局長(以下「職業安定主管局長」という。)は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關する事項について、都道府県労働局長を指揮監督する

とともに、公共職業安定所の指揮監督の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び基準の制定、産業に必要な労働力を充足するための対策の企画及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び実施その他のこの法律の施行に關し必要な事務をつかさどり、所屬の職員を指揮監督する。

(都道府県労働局長の権限)

第七条 都道府県労働局長は、職業安定主管局長の指揮監督を受け、この法律の施行に關する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所屬の職員及び公

共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八条 公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するため必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関とする。

公共職業安定所長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所務をつかさどり、所屬の職員を指揮監督する。

(職員の資格等)

第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるため、職業安定主管局、都道府県労働局又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に從事する職員は、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならぬ。

就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、高齢者等の雇用の安定等に關する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十六

条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行ふものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官（地方運輸局に対する協力）

第十一条 公共職業安定所は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の行う船員の職業の安定に関する業務について、これに協力しなければならない。

（市町村が処理する事務）

第十二条 公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域（以下この項において「指定地域」という。）を管轄する市町村長は、次に掲げる事務を行う。

一 指定地域内に所在する事業所からのお問い合わせに応じて、指定地域内に居住する事業所に係る求人又は指定地域内に居住する求職者の職業紹介について。

二 当該公共職業安定所からの照会に応じて、当該公共職業安定所からのお問い合わせに応じて、指定地域内に居住する求職者の職業紹介について。

三 当該公共職業安定所からのお問い合わせに応じて、当該公共職業安定所に居住する求職者の職業紹介について。

当該公共職業安定所の長は、前項の事務に関し特に必要があると認めるときは、市町村長に對し、必要な指示をることができる。

市町村長は、第一項の事務に關し、求人者は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十二条 削除

（業務報告の様式）

第十三条 職業安定主管局長は、都道府県労働局及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならぬ。

都道府県労働局及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

（労働力の需給に関する調査等）

第十四条 職業安定主管局長は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、都道府県労働局及び公共職業安定所からの労働力の需供給に関する調査報告等により、雇用及び失業の状況に関する情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（標準職業名等）

第十五条 職業安定主管局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めなければならない。

（職業紹介等の基準）

第十六条 厚生労働大臣は、身体又は精神に障害のある者、新たに職業に就こうとする者、中高年齢の失業者その他職業に就くことについて特別の配慮を必要とする者に対して行われる職業紹介及び職業指導の実施に關し必要な基準を定めることができる。

第二節 職業紹介

（職業紹介の地域）

第十七条 公共職業安定所は、求職者に対し、できる限り、就職の際にその住所又は居所の変更を必要としない職業を紹介するよう努めなければならない。

当該公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができるとき、又は求人者の希望する求職者若しくは求人を充足することができるないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

前項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動は、できる限り近隣の公共職業安定所が相互に協力して行うよう努めなければならない。

第二項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める（求人又は求職の開拓等）。

（業務報告の様式）

公共職業安定所は、前項の規定による求人又は求職の開拓に關し、地方公共団体、事業主の団体、労働組合その他の関係者に対し、情報の提供その他の必要な連絡又は協力を求めることができることとする。

（業務情報の提供）

第十八条の二 公共職業安定所は、厚生労働省令で定めるところにより、求職者又は求人者に対する特定地方公共団体又は職業紹介事業者（第十九条の九第二項の命令を受けている者その他他の公共職業安定所が求職者又は求人者に対し、その職業紹介事業の業務に係る情報の提供を行なうことが適當でない者として厚生労働省令で定めるものを除く。この項において同じ。）に關する第三十二条の十六第三項に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八條の規定による移転費の支給を受けたものの数その他の職業紹介事業の業務に係る情報を提供するものとする。

（公共職業訓練のあつせん）

第十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を受けることについてあつせんを行うものとする。

（労働争議に対する不介入）

第二十条 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行なわれている事業所に、求職者を紹介してはならない。

（公共職業訓練のあつせん）

第二十一条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定することについてあつせんを行うものとする。

（労働争議に対する不介入）

第二十二条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」といいう。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に對して紹介することが適當と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能効に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。

第二十二条 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業に就く機会を与えるため、及び求人者に対しその必要とする労働力を確保することができるようにするために、必要な求人又は求職の開拓を行うものとする。

の他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

（適性検査）

第二十三条 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

（公共職業能力開発施設等との連携）

第二十四条 公共職業安定所は、職業指導を受けた者に対し、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を含む。に関する情報の提供、相談その他の援助を与えることが必要であると認めるときは、公共職業能力開発施設その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

（施行規定）

第二十五条 職業指導の方法その他の職業指導に關する事項は、厚生労働省令でこれを定めることとする。

（第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等）

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」といいう。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に對して紹介することが適當と認められる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能効に適合した職業にあつせんするよう努めなければならない。

公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。

第二十二条 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業に就く機会を与えるため、及び求人者に対しその必要とする労働力を確保することができるようにするために、必要な求人又は求職の開拓を行うものとする。

十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条 第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十二条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第一百二条、第一百三条の二若しくは第一百四十二条第一項（同法第一百二条又は第一百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第三十二条の九第一項第一号を除き、第三十三条第四項において準用する場合を含む。の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、又は第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項（第一号を除く。）の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しない者

六 第三十二条の九第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（第三十二条の九第一項（第一号に限る。）（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）又は第三十三条第三第二項において準用する第三十二条の九第一項（第一号に限る。）の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいづれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）又は第三十三条第三第二項において準用する第三十二条の九第一項（第一号に限る。）の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号

十三 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

四 第一条の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業を行ふ場合に限る。）の規定によ

り廃止を命じられた場合は、当該

人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事が発生した当時現に当該人の役員であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

七 第三十二条の九第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の許可の取消し又は第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定による無料の職業紹介事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十二条の八第一項（第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 前号に規定する期間内に第三十二条の八第一項（第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

九 **暴力団員等**
 一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

（許可証）
第三十二条の四 厚生労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

三 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

四 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）
第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができます。

第三十二条の二 削除

（手数料）
第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者は（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、当該に掲げる場合を除き、職業紹介に關し、いかに當する場合について、

なる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合

三 有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかるわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

四 第二項に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

五 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

六 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

七 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

八 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

九 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

一〇 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

一一 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

一二 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

一三 第二項に規定する手数料表は、厚生労働大臣に規定する方法により作成しなければならない。

前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第三十二条の六 第三十条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。（許可の有効期間等）

前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたとき）にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間（満了後引き続き当該許可に係る有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る有効期間の更新を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十一条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新を受けた場合において、当該申請が第三十一条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

ころにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。有料職業紹介事業者は、第一項の規定による届出の場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。(事業の廃止)

第三十二条の八 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。前項の規定による届出があつたときは、第三十条第一項の許可是、その効力を失う。(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号(第五号から第八号までを除く。)のいずれかに該当しているとき。
二 この法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したこと。
三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三十二条の十 有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない。(取扱職業の範囲)

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。)に就く職業建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改修、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該

職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

第五条の六 第一条及び第五条の七第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を届け出た場合には、第五条の六第一項及び第五条の七第一項の規定は、その範圍内に限り適用するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは、当該有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずることができる。(取扱職種の範囲等の明示等)

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適當であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。(職業紹介責任者)

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者(未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。)の労働大臣の許可を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、労働組合等に對し許可をしようとするときは、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とする。

二 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の管理に関すること。

三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。

四 職業安定機関との連絡調整に関すること。(帳簿の備付け)

第三十二条の十五 有料職業紹介事業者は、その業務に関して、厚生労働省令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備えて置かなければならぬ。

(事業報告等)

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数(当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)のうち離職した者(解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。)の数、手数料に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

第三十二条の十七 無料の職業紹介事業(職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。)を行おうとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、労働組合等に對し許可をしようとするときは、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とする。

第三十条第二項から第四項まで、第三一条、第三十二条、第三十三条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前条までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。

この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の第一項及び第五条の七第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第一項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあり、及び同条第三項中「手数料に関する事項その他の」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条(第五号から第八号までを除く。)の規定は、前項において準用する第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条(第五号から第八号までを除く。)の規定は、前項において準用する第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出で、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行なうことができる。

一 学校(小学校及び幼稚園を除く。)当該学校の学生生徒等
二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

三 職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

四 発達合大학교의行う職業訓練若しくは職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する指導員訓練を受ける者又は当該職業訓練若しくは当該指導員訓練を修了した者

前項の規定により無料の職業紹介事業を行ううちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

(改善命令等)

第四十八条の三 厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者又は労働者供給事業者が、その業務に関するこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第五条の三第二項若しくは第三項の規定に違反しているとき、若しくは第五条の六第三項の規定による求めに対しして事實に相違する報告をしたとき、又はこれらの規定に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該求人者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第五条の三第二項若しくは第三項又は第五条の六第三項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかつときは、その旨を公表することができる。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者又は労働者供給を受けようとする者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者、当該募集情報等提供事業を行う者から募集情報等提供を受けた当該募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者若しくは当該募集情報等提供事業を行う者により自らに関する情報又は労働者供給事業者及び労働者供給を提供された労働者は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適切な措置を執るべきことを求めることができる。厚生労働大臣は、前項の規定による申告があつたときは、必要な調査を行い、その申告の内

容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適切な措置を執らなければならぬ。

(報告の請求)

第四十九条 行政庁は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に関する必要な報告をさせることができる。

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く)、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者(募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く)、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させることができる。

行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業を行なう者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く)、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く)、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させる

業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。職業紹介事業者等及びこれらの代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。職業紹介事業者等及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体並びに公共職業安定所の業務に従事する者、特定地方公共団体の業務に従事する者及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条の二 特定地方公共団体及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体並びに公共職業安定所の業務に従事する者、特定地方公共団体の業務に従事する者及び特定募集情報等提供事業を行う者、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に、その業務に従事する者、特定地方公共団体並びに公共職業安定所の業務に従事する者、特定地方公共団体の業務に従事する者及び特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

(適用除外)

第六十二条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十五条の十第二項及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十四条第一項において準用する場合を含む)の就職の援助として行なう職業紹介事業及び募集情報等提供事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において読み替えて準用する国家公務員法第百六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めによつて、適用しない。

この法律は、その行う職業紹介、職業指導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員を教養し、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

(職員の教養訓練)

第五十二条 政府は、その行う職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を周知宣伝するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

(官庁間の連絡)

(業務の周知宣伝)

第五十二条の二 政府は、その行う職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を周知宣伝するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

(官庁間の連絡)

第五十三条 政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を図り、及び労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡協議会を設置することができる。

並びにこれらの代理

人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。職業紹介事

によつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

(権限の委任)

第六十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十五条の十第二項及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十四条第一項において準用する場合を含む)の就職の援助として行なう職業紹介事業及び募集情報等提供事業については、適用しない。

この法律は、その行う職業紹介事業及び募集情報等提供事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において読み替えて準用する国家公務員法第百六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めによつて、適用しない。

この法律は、その行う職業紹介事業及び募集情報等提供事業については、適用しない。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不當に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行なつて、労働者の募集若しくは労働者の供給を行なつたとき。

二 公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行なつたとき。

これは、これらに従事したとき。

第五十四条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させること

業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動をすることを命じたものとみなす。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四〇号）抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律による改正前の規定による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一項第一項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三八年七月八日法律第一一〇号）抄

1 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 (施行期日) 第二条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

3 (施行期日) 第三条 この法律は、昭和四四年十月一日から施行する。

4 (施行期日) 第四条 この法律は、昭和四五年五月一八日法律第六号抄

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用 (施行期日)

5 (施行期日) 第五条 この法律は、昭和六〇年七月五日法律第八九号抄

第一条 この法律は、昭和五九年七月一日から施行する。

6 (施行期日) 第六条 この法律は、昭和四四年十月一日から施行する。

7 (施行期日) 第七条 この法律は、昭和四六年五月二五日法律第六八号抄

第一条 この法律は、昭和四六年五月一日から施行する。

8 (施行期日) 第八条 この法律は、昭和五八年二月二八日法律第一一七号抄

第一条 この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。

9 (施行期日) 第九条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

10 (施行期日) 第十条 この法律は、昭和五九年七月一日から施行する。

11 (施行期日) 第十一条 この法律は、昭和五九年八月一日から施行する。

12 (施行期日) 第十二条 この法律は、昭和五九年九月一日から施行する。

13 (施行期日) 第十三条 この法律は、昭和五九年十月一日から施行する。

14 (施行期日) 第十四条 この法律は、昭和五九年十一月一日から施行する。

15 (施行期日) 第十五条 この法律は、昭和五九年十二月一日から施行する。

16 (施行期日) 第十六条 この法律は、昭和五九年一月一日から施行する。

17 (施行期日) 第十七条 この法律は、昭和五九年二月一日から施行する。

18 (施行期日) 第十八条 この法律は、昭和五九年三月一日から施行する。

19 (施行期日) 第十九条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

20 (施行期日) 第二十条 この法律は、昭和五九年五月一日から施行する。

21 (施行期日) 第二十一条 この法律は、昭和五九年六月一日から施行する。

22 (施行期日) 第二十二条 この法律は、昭和五九年七月一日から施行する。

23 (施行期日) 第二十三条 この法律は、昭和五九年八月一日から施行する。

24 (施行期日) 第二十四条 この法律は、昭和五九年九月一日から施行する。

25 (施行期日) 第二十五条 この法律は、昭和五九年十月一日から施行する。

（施行期日）	抄	（昭和六二年三月三一日法律第二号）	附 則（昭和六二年三月三一日法律第二号）抄
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。	第三項 この法律は、昭和六二年六月一日から施行する。	第三項 この法律は、昭和六三年五月一七日法律第四一条の規定により施行する。
（施行期日）	抄	（昭和六三年五月一七日法律第四〇号）抄	（昭和六三年五月一七日法律第四〇号）抄
第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。	第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。	第三十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	第三十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）	抄	（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄	附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）	抄	（平成六年二月一六日法律第六八六号）抄	（平成六年二月一六日法律第六八六号）抄
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。	第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。	第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続（罰則に関する経過措置）	第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続（罰則に関する経過措置）

（施行期日）	抄	（平成九年六月一八日法律第九二号）抄	附 則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定を除く。（第一号）	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定を除く。（第一号）
（施行期日）	抄	（平成一〇年一二月一八日法律第一四八号）抄	（平成一〇年一二月一八日法律第一四八号）抄
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（施行期日）	抄	（平成一一年三月三一日法律第二〇号）抄	附 則（平成一一年三月三一日法律第二〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（施行期日）	抄	（平成一九年五月九日法律第四五号）抄	（平成一九年五月九日法律第四五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用対策法第十一条を削り、第十一条を第十二条とし、第十条を第十三条とする改正規定、同法第七条の改正規定、同法第一章中同条を第十条とし、第六条の次に三条を加える改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定、同法第三章法第三十一条第一項の改正規定（同項第二号中「第二十九条」を「第三十五条」に改める部分を除く）、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第二十八条を削り、第二十七条を第三十一条とする改正規定、同条の次に三条を加える改正規定（第三十二条に係る部分を除く）、同法第六章中第二十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに次条、附則第六条及び第九条の規定）平成十一年十月一日

附 則 **（平成一九年七月六日法律第一〇号）抄**

第一条 この法律は、平成二十一年十一月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一九年七月一五日法律第七号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日） 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日） 略

を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **（平成二四年四月六日法律第二一号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **（平成二四年八月一日法律第五三号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二六年五月一四日法律第三四号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二七年九月一八日法律第七二号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **（平成二六年四月一八日法律第二二号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 **（平成二七年九月一八日法律第七二二号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定に限る。）、第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定（同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。）に限る。）及び第十七条並びに附則第八条、第十二条及び第十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で

施行する。ただし、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（政令への委任）

第十九条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（附則に関する経過措置）

第十八条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（政令への委任）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定

二 公布の日

二 略

三 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六条第三項の改正規定及び同法第三十三条の二の改正規定（（昭和四十四年法律第六十四号）を削る部分に限る。）、第五条の規定（職業能力開発促進法の目次の改正規定（第十五条の五）を「第十五条の六」に、「第十一条の六」を「第十五条の七」に改める部分に限る。）、同法第三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九条、第十条の二第二項（四項及び）を加え、「、第二十一条第四項（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中第二十条第四項（二）の下に「第二十一条第四項及び同法第一百六条の十四第五項の改正規

行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定

（施行期日）

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（第四十八条）を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十四条中「公共職業安定所」とあるのは、「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五一項」とあるのは、「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定

（特定募集情報等提供事業に関する経過措置）

四年十月一日

（特定募集情報等提供事業に関する経過措置）

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の職業安定法（以下この条及び次条において「新職業安定法」という。）

第四条第七項に規定する特定募集情報等提供の事業を行っている者（地方公共団体を除く。以下この条において「施行時特定募集情報等提供事業者」という。）は、第三号施行日から起算して三月を経過する日（当該施行時特定募集情報等提供事業者が同日以前に次項の規定による届出をしたときは、当該届出をした日）までの間は、新職業安定法第四十三条の二第一項の規

定にかかるらず、引き続き当該事業を行うことができる。この場合において、当該施行時特定募集情報等提供事業者を新職業安定法第四条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者とみなして、新職業安定法第五条の五、第四十三条の三から第四十三条の五まで、第五十一条、第六十四条（第九号に係る部分に限る。）、第六十五条（第六号に係る部分に限る。）、第六十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第六十七条（新職業安定法第六十四条第九号、第六十五条第六号及び第六十六条第十一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

二 施行時特定募集情報等提供事業者は、第三号施行日から起算して三月を経過する日後も引き続き特定募集情報等提供事業を行おうとするときは、同日までに新職業安定法第四十三条の二第一項の規定の例により厚生労働大臣に届け出なければならない。

三 前項の規定による届出があつた場合は、新職業安定法第四十三条の二第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（報酬受領の禁止に関する経過措置）

第六条 新職業安定法第四十三条の三の規定は、第三号施行日以後に支払の確定した報酬について適用し、第三号施行日前に支払の確定した報酬については、なお従前の例による。

（検討）

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第五条 特定募集情報等提供事業に関する経過措置

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の職業安定法（以下この条及び次条において「新職業安定法」という。）

第四条第七項に規定する特定募集情報等提供の事業を行っている者（地方公共団体を除く。以下この条において「施行時特定募集情報等提供事業者」という。）は、第三号施行日から起算して三月を経過する日（当該施行時特定募集情報等提供事業者が同日以前に次項の規定による届出をしたときは、当該届出をした日）までの間は、新職業安定法第四十三条の二第一項の規

（施行期日）

一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

二 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日法律第二二号）抄